

## 指定出資法人における府関係者を対象とする公募により選任された

## 役員の再任の取扱いについて

## 1 現状

【役員の選任（府関係者を選任の対象に含む場合）】

- 採用の透明性・公平性を確保するため、公募が必要

【大阪府指定出資法人における役職員の採用等に関するガイドライン（H26 制定）に規定】

【府関係者を対象とする公募により選任された役員の再任】

- 法人が役員を再任しようとする場合も、公募が必要

【同ガイドラインに規定】

※公募によらず選任された民間出身役員や、府関係者以外を対象とした公募により選任された役員の  
場合、再任時の公募は不要

## 2 今後の対応

- ガイドライン制定から 10年以上が経過する中、法人から“法人の権限と責任により、公募によらず再任を可能とする”規定変更を求める声がある。
- 府としても、法人の自律化に向けた取組を進める中、法人の判断により役員を再任できるようにすることは、自律化につながるものであり、妥当と考える。

## 3 対応（案）

- 法人等において、公募により就任した役員を選任の対象とする場合は、『公募』 または 『公募せず再任』 を選択できるよう変更 <令和8年4月1日～>
- ただし、『公募せず再任』する場合は、以下により、透明性・公平性を確保

① 外部有識者による確認

これまでの実績や再任理由等について、外部有識者による確認（第三者委員会の開催等）を実施

※ 外部有識者は、複数名の「業界に通じかつ独立性を有する者」

② 再任理由の公表

- 在任期間のルール（原則5年まで）により、『公募せず再任』する場合の限度は2回

【参考：大阪府指定出資法人における役職員の採用等に関するガイドライン（H26.2 制定）】

3. 役員（無報酬又は日払い報酬の非常勤、あて職及び府派遣職員を除く。）の選任に際して、次の各号に該当する場合は、公募手続を行うものとする。

- （1）府の管理職の職員であった者若しくは府の勤続期間が20年以上の職員であった者（離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者を除く。）又は府の管理職の職員若しくは府の勤続期間が20年以上である職員（以下「府退職者等」という。）を対象とする場合
- （2）前号に定める公募手続により役員に就任した者を選任の対象とする場合